2019年8月13日

職員各位

特定非営利活動法人　ＨＥＲＯＥＳ

理事長　松尾　浩久

処遇改善一時基金（賞与）の算定について

１　　賞与は、就業規則第34条に定める通り9月及び3月に支給します。

２　　賞与の額は、就業規則第34条第2項に定めるもの（基本賞与）に、処遇改善加算制度に基づいた処遇改善賞与を加算して支給します。

３　　処遇改善賞与の額は、別表のとおり職位に応じたもの以上とし、各人の職位は、毎年6月に評価、決定します。

**就業規則　第34条　（賞　与）**  
1　賞与は、原則として毎年9月１日及び3月１日に在籍する従業員に対し、法人の業績等を勘案して、9月及び3月に支給する。ただし、法人の業績の著しい低下 その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。  
2　前項の賞与の額は、法人の業績及び従業員の勤務成績などを考慮して各人ごとに決定する。

別表：処遇改善賞与

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 夏季賞与 | 冬季賞与 |
| 1級直接支援員 | 0円 | 12,000円 |
| 2級直接支援員 | 15,000円 | 25,000円 |
| 3級直接支援員 | 50,000円 | 100,000円 |
| 主任支援員(ｻｰﾋﾞｽ提供責任者) | 100,000円 | 150,000円 |
| サービス管理責任者 | 0円 | 0円 |
| 管理者 | 0円 | 0円 |

４　　処遇改善加算による処遇改善分（基本給及び一時金など）は、制度の見直しなどによる加算額に応じて変更、調整が行われるものであることは、十分にご理解・ご了承ください